

〒170-0013

住所 東京都豊島区東池袋 2-46-2

氏名 一般社団法人 日本ラケットボール連盟 様

令和6年能登半島地震に係る能登町災害義援金受領証明書

金 49,147 円

上記の金額を令和7年2月26日に受領したことを証明します。

令和7年3月6日

能登町災害対策本部

本部長 能登町長 大森 凡世



※所得税法第78条第1項及び第2項（国又は地方公共団体に対する寄附金）、地方税法第37条の2第1項及び第314条の7第1項（都道府県、市町村または特別区に対する寄附金）、法人税法第37条第3項（国又は地方公共団体に対する寄附金）に該当します。

（注1）所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所轄税務署に所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

（注2）所得税の確定申告不要の方が、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、住民税申告書に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。